

神森組通債

神流川森林組合三二三二広報 Vol. 6
2018年初夏号

私たちは、^{あす}明日に^い生きる
神流の^{もり}森林^{づく}創りを目指します



第16回通常総会成立に ご協力お願いします

総会日程

期日 平成30年6月21日（木）

午後2時から

会場 コイコイアイランド会館

当組合の通常総会は、多くの皆さまに参加していただくことで開催できています。今年も例年と変わらぬご協力を、よろしくお願いいたします。

ご都合で欠席される方は、書面議決書を提出していただくことで、総会に参加でき、議決権を行使できます。

書面議決書について

総会の通知の中に同封されていますので、必要な事項を記入して提出してください。

【記入の仕方】

・各議案ごとに適当と思う賛成・反対の文字を○で囲みます。

・書いた時の日付を記入します。

・住所氏名を書いて押印してください。

【注意事項】

・総会の前日までに組合事務所へ届かないと、無効になります。

【提出について】

町内在住者は、6月14日までに参与員さまへ提出するか、総会前日までに直接森林組合へ提出してください。



例年多くの皆さまに参加していただく総会

町外在住者は、総会案内に同封の返信用封筒をご利用のうえ、総会前日までに森林組合へ届くよう投函してください。

配当金預り金の 精算をお願いします

まだ配当金預り金の処理をされていない皆さまへは、総会のご案内と一緒に、お手紙を同封させていただきました。

出資金の増資にあてるか、手元に返金するか、どちらかを選択のうえ、お手続きをお願いします。

なお、出資金を増資する場合は、一口200円単位となりますので、一口に満たない端数は、そのまま預り金として管理させていただきます。

また、銀行振込で指定口座へ返金するとき、組合と取引のない金融機関で、手数料が発生する場合には、手数料分を差し引いて振り込むこととなりますので、ご了承ください。（精算する預り金が少額の場合は、なるべく出資金増資のお手続きをお願いいたします。）

組合員の相続加入 お手続きのお願い

組合員の方が亡くなり、その固定資産税などを親族の方が払うようになっても、法務局へ相続登記をしても、森林組合へはその個人情報は一切届きません。

役場などでお手続きをした際は、組合にもぜひご連絡ください。

組合員の皆さまは、出資金という大切な資産をお持ちです。

もし、登記がお済みでなくても、固定資産税を支払うなどしていれば、実質的な森林の管理者として見なすことができます。

お手数でも組合にご連絡いただければ、すぐに相続加入の関係書類をお届けしますので、該当される方は、お気軽にご相談ください。

山林に関する 制度の状況

現在、森林を整備する手段として国が行っているのは、治山や環境対策を目的とした公的な森林整備補助や、多くの森林をまとめ、森林経営計画を立てての施業に対する直接支払事業などですが、なかなか森林整備が進みません。そこで、国民から広く負担を求め、それを原資に森林整備を進めようとするのが森林環境税(仮称)です。

森林環境税(仮称)

実際に皆さまが税を納めるのは平成36年度からですが、平成31年度から森林環境税(仮称)が、県や市町村に譲与されます。

県や市町村は、そのお金を、間伐や人材育成・担い手の確保などの森林整備及びその促進に関する費用に充て、また、その用途は公表することとなっています。つまり、今後は市町村が主体的に森林整備を実施することとなります。

では、市町村は、どのように森林整備を進めるのでしょうか。



森林経営管理法

森林環境税とセットで考えられているのがこの法律です。

整備が進まない森林に対して、市町村が経営管理権を設定します。

この経営管理権を設定した森林で、条件の良いところは、『意欲と能力のある林業経営者』に林業経営を委託。この際、林業経営者は、県の公募に対して応募した一定の基準を満たす林業経営者で、経営管理実施権が与えられます。

請け負った林業事業者が経営をし、販売収益から、経営にかかる経費を差し引いて利益がある場合には、その利益が所有者さまの元へ還元されます。

一方、経営管理権を設定した森林で、条件が悪く、林業経営に向かない場所は、市町村が間伐等の管理をすること

になります。

このように、はじめに紹介した森林環境税は、市町村が森林経営管理法により実施する事業の費用として活用されます。

神流川森林組合は、今後『意欲と能力のある林業経営者』として活躍できるように、技術を磨いていきます。

森林に関するお悩み

ご相談ください

昨年ご協力いただいたアンケートによれば、組合員さまの世代交代により、森林のことなどを誰に聞けば良いのか分からない方が増えているようです。

森林の境界や、状況などで、何か心配ごとがありましたら、いつでもお気軽に森林組合へお問い合わせください。

平成30年度 造林用苗木の価格表

(組合員価格)

樹種	規格	長さ (cm)	価格 (円)
スギ	3-1	60 ~ 75	139
	3-3	45 ~ 60	137
ヒノキ	3-1	60 ~ 75	140
	3-3	45 ~ 60	138
アカマツ	3-2	35 ~ 50	86
	2-3	25 ~ 30	84
カラマツ	2-3	45 ~ 60	99
	2-4	35 ~ 45	95
コナラ		45	85
		80	105
		120上	126
ケヤキ		80	115
		120上	137
ミズナラ		80	115
		120上	137
ブナ		60	159
ヤマモジ		100	214
ヤマザクラ		100	214
ヤマグリ		100	214
モミ		30	346
キハダ		100	181
エンジュ		100	170
ドイツウヒ		45	225
シラカバ		100	115
イチイ		45	258
イタチハギ		36	60
ニセアカシア		36	65

※1 本あたりの税抜き価格。組合員外は1割増し。

神流川森林組合事務所

この神森組通信は、ホームページからもご覧いただけます。

住所：〒370-1502 神流町麻生 92 番地 電話：0274-57-2140

ホームページ：http://www.kannamachi.jp/~kannagawa/

職員：参事 今井祐市(平原) 業務課 池沢鉄平(麻生)、小林敬三(神ヶ原)

総務課 今井苗枝(万場)、高橋拓也(上里)、小林悦子(魚尾) 製材 細沢陳裕(相原)

グリーン 新井啓泰(魚尾)、高部直人(平原)、奥田冬樹(藤岡)、山田和徳(麻生)、

キーパー 阿部貴行(高崎)、水野洋平(万二)、川口祐亮(万二)

森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とし、その行う事業によつてその組合員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。 <森林組合法より>